

グローバル・ガバナンス学会ニュース・レター

No. 3

Japan Association of Global Governance News Letter

2014-07-30

<巻頭言>

「グローバル・ガバナンス」概念の豊かさ

青木節子（慶應義塾大学）

社会科学は自然科学と異なり、再現可能で可能な限り反証不可能な証拠を携えた真理を追求する学問ではない。一回限り生じる人間社会の現象を何度も、異なる角度から違う道具を用いて読み解く学問である。証明すべき仮説に従って、論者がそれぞれ一貫した物語を作り出す職人芸といってもよいかもしれない。しかし、これは、社会科学が自然科学と異なり、主観的、恣意的であり、いい加減な印象論を記すものだということを意味しはしない。社会科学が人間社会の幸福を追求するという実践的な目的をもつ限りは、常に社会の現状の解釈や改善・改革のための提案は、専門家とそうでない同時代人の双方からの厳しい挑戦にさらされ、その試験に合格するためには、論理一貫性、さまざまな基準に照らしての一定以上の確率（たとえば「蓋然性」）、判断の前提となる良識の有無等を満たす証明が要求されるからである。そのためには、現象を解釈するための性能の良い道具がよりいっそう必要とされる。

「グローバル・ガバナンス」という概念は、道具として、世界の多くの現象を読み解くためにこれまで、非常に有用であった。国際法が存在せず、レジームも成立していないと判断せざるを得ない現象や対象が、しかし、客観的にルールや調整の下で存立しているという現実について、首尾一貫した説明を与えることに相当程度成功しているからである。「グローバル・ガバナンス」による世界の運営状況の仕組みがより明らかになれば、無秩序ではなく、秩序を、それも良い秩序を世界にもたらしするための条件整備に向かうことが可能となる。そのため、安全保障を高め、世界のさまざまな場所に住む人間の安全保障と安全をできるだけ確固としたものとするために最も汎用性のある思考の枠組と捉えられつつある。「グローバル・ガバナンス」という道具で世界を解釈、評価し、改善策を考えることが有用であることもあり、本グローバル・ガバナンス学会は、21世紀の世界が挑戦と考える人間社会のほとんどの問題を扱うことに成功している。そして、本学会が誕生後まだ日が浅いにもかかわらず、内外の多くの団体との交流や他の学会との共催を次々に成功させていることの1つの要因は、グローバル・ガバナンスという道具のもつ豊かな可能性であろう。

グローバル・ガバナンスは、よりよき自生的な秩序を見つけ、それを改善し、促進して

いこうとする発想であり、また、行動である。したがって、今後、ますます、柔軟に地球生態系の保護、宇宙環境の保護、人権だけではなく、動植物のよりよき生存に向けての方向を必ずしも国際法や宗教、特定の運動を介さずに実現していくための強力な武器となるであろう。

人間社会のみならず、動植物、地球内外の自然そのもののあらゆる問題の実践と理論の双方において、今後、多くの研究成果が本学会を通じて生み出されていくであろう。そのような試みの中で、地球社会が戦争以外の紛争解決策を生み出すかもしれないという予感に強く励まされる。

第三回大会（駒沢女子大学）

2013年9月21日

＜共通テーマ:グローバル・ガバナンスと責任＞

部会 I（自由論題） 10:00-12:00

奥村由季子（独立行政法人日本原子力研究開発機構 核不拡散・核セキュリティ総合支援センター）「IAEAの保障措置実施体制の強化支援 核セキュリティ・核不拡散総合支援センターの人材育成活動を通して」

報告者 井上 浩子（早稲田大学）

「平和構築における市民社会の役割：東ティモールの平和構築を例に」

報告者 渡邊 智明（九州大学）

「標準規格の国際化をめぐる公的、私的制度の交錯—EUの環境規格の国際標準化戦略を事例に一」

討論者 美根慶樹(キャノングローバル戦略研究所)

討論者 首藤もと子（筑波大学）

討論者 横田匡紀(東京理科大学)

3名の若手による研究報告がなされた。奥村会員の報告は、国際原子力機関(IAEA)の保障措置活動を支援するために、日本原子力研究開発機構の核不拡散・核セキュリティ総合支援センター(ISCN)が行っている活動中心に報告がなされた。ISCNは、主にアジア諸国を対象に、トレーニングコース等の事業を通

じて国際協力を実施しており、追加議定書の批准を促進及び効果的な実施を支援するために活動している。報告では、ISCN の事業がアジア諸国に対してのみならず、IAEA の保障措置の実施強化に如何にして貢献しているかについて説明がなされた。奥村氏の報告は、本人の現在の仕事内容に基づいており、現場での支援事業の実態をわかりやすく説明したものとなった。

井上氏は、東ティモールにおける様々な国際 NGO などの市民社会アクターの活動を跡付けながら、主に以下の二点について論じた。第一に、国際社会による平和構築活動において市民社会が果たす役割とは何か。特に、緊急援助支援、生活支援、共同体の和解の促進、女性や子供への援助、市民教育、教育支援などの活動を通じて、市民社会アクターが平和構築における「平和」の定義を押し広げる役割を担ったことを指摘した。第二に、紛争後平和構築という特殊な状況の中で、市民社会アクターはどのような問題を抱えるのか。東ティモールをはじめとして、多くの紛争後地域、破たん国家は、植民地となった経験があり、また自給的な農業に頼る産業構造になっている。こうした状況で、市民社会が抱える問題点、ジレンマを指摘した。最後に、このような平和構築における市民社会の役割についての考察を通して、グローバル・ガバナンス論が盛んな現在においても、おいてだからこそ、(グローバル) 市民社会に注目する必要がある旨を指摘した。井上報告は、地域研究視点からの、現地からの視点を重視した貴重な報告であった。

渡邊報告は、グローバル化が進展する中で、EU(ヨーロッパ連合)、アメリカ、日本などの諸国は自国の産業競争力に与える影響に鑑み、グローバルに標準を形成する過程において影響力を及ぼそうとする戦略的な動きを強めつつある。このことは、国際標準を形成する過程を ISO (国際標準化機構) など専門家の技術的な観点から見ただけでなく、アクターの利益・価値観の対立と調整という政治学的観点から理解することが必要になっていることを意味している。また、この動向はグローバル・ガバナンス研究において中心であった国家間条約などの公的 (パブリック) 制度だけでなく、非国家アクターによる私的 (プライベート) 制度の相互作用も視野に入れる重要性を示唆している。報告では、このようなガバナンス研究の観点から、環境規格分野を事例に EU が進めようとしている国際標準戦略について検討した。ことに渡邊報告では、産業界や NGO などのポジション・ペーパーなどの検討を通じて、EU という公的な機関が推進する国際標準化の動きが、欧州企業に国際競争上の不利を招かないようにする単に「競争政策」の一貫として理解されるだけでなく、NGO が「ステイクホルダーの参加」という規定に着目して、「閉鎖的な」民間標準機関に対する透明性の確保し、標準化形成を自らも「参加」する政治過程として認識させる意味を持っていたことを指摘した。そして、EU の動きは、単に ISO などの民

間専門機関に対して外在的な影響力を及ぼそうとしているだけでなく、広く社会的利益や環境に基づく価値観を投影させる新たな「標準化」としての意味を持ちつつあることを論じた。グローバル・ガバナンスにおける規範のグローバル化をダイナミック分析するに研究であった。

討論者は、それぞれ奥村報告に対しては、元軍縮特命全権大使でキャノングローバル戦略研究所の美根慶樹氏が、査察を受ける側の途上国などの対応能力および、政治的意思（イラン、北朝鮮など）、それに対する IAEA の責任など、同問題の核心部分に関する貴重な質問がなされた。井上報告に対しては、東南アジア地域研究を専門とされる筑波大学の首藤もと子氏が、市民社会アクターによる援助の問題を多角的な観点からコメントした。オーストラリアやアメリカの NGO が市民社会による援助として現地に入って行って、ローカルオーナーシップはどうなるのか？外からの援助が階層化して Civil が Evil になる場合があるが、これにどう対応するのかななどの鋭い質問がなされた。渡邊報告に対して、国際環境政治を専門とされる東京理科大学の横田匡紀氏が産業界、NGO、市民社会、私的制度などの違いをどう考えるか。EU 研究として考えたらいいか、環境主軸の研究なのか、などの質問がなされた。充実した質疑応答がなされたセッションとなった。

（文責・庄司真理子）

部会Ⅱ 「グローバル・ガバナンスと金融ガバナンス」 13:00-15:00

本部会は、国際金融に関し 4 人による研究成果が次の 2 人により報告された。栗原潤「金融規制における域外適用問題：グローバル・ガバナンスにおける課題」（東善明との共同研究）

中村亨「バーナンキの『大恐慌論』再考ーグローバルガバナンスとしての金本位制度ー」（三宅敦史との共同研究）

栗原は国際金融分野におけるガバナンスの現状と問題点を中心に報告を行なった。グローバリゼーションの深化が議論されて久しいが、国境を超えたガバナンスが真っ先に議論されるようになったものの一つが、金融分野である。そして近年、ポール・クルーグマンが「第二次大恐慌(a second Great Depression)」と呼んだように、2007 年から 2008 年にかけて米国不動産市場を震源地として発生したバブル崩壊が、金融制度の世界的な不安定化を招来したのは周知の事実である。こうしたなか欧米先進諸国は自国の金融制度を守るため、国際決済銀行(BIS)主導による世界的な金融制度設計(Basel III)とは齟齬を生む危険をはらんだ金融ガバナンスを独立的な形で推進しようとしているのが現状である。

そもそも金融危機は如何なる形でグローバル・ガバナンスに本質的な影響を与えるのか。この問いに答えることを目的として、本部会では第一にリーマンショックを契機として再考を余儀なくされている金融分野のガバナンスが①如何なる状況にあり、②如何なる将来展望が描けるのか、この2点について論点整理を行った。

中村は、1930年代の大恐慌に関して革新的な研究を行った前米国連銀議長であるベン・バーナンキ氏のモデルを援用して、1930年代に世界を震撼させた大恐慌がグローバル・ガバナンスに与えた影響と歴史的教訓の重要性について報告した。大恐慌の本質的な原因は、バリー・アイケングリーンが『金の足枷 (Golden Fetters, 1992)』で示したように、金本位制度(固定相場制)であった。この制度が持続可能であるためには、各国をして「ゲームのルール」に従わせるグローバル・ガバナンスの存在が不可欠であった。報告では最先端研究テーマの一つである動学的一般均衡(DSGE)モデルを使い、グローバル・ガバナンスが効力を失った時に大恐慌へと展開していくというシミュレーションを簡単に紹介した。この分析は、現在危険視される欧州を震源とする金融危機を回避するための重要な警告の一つになると考えられる、と中村は結論づけた。

以上の2つの報告に対して、日本銀行政策委員会元委員の須田美矢子氏からのコメントがあり、次に質疑応答と報告者からの解説が続いた。須田氏のコメントは次の通りである—①栗原報告に対しては、2007年の金融危機に対する金融当局の予見能力に対する疑念、また②中村報告に対しては、金本位制という歴史的特殊性に関する留意の必要性であった。また特筆すべき質問としては、欧州(特にEU)における金融ガバナンスの現状とその特殊性に関するものであった。往々にして国際金融ガバナンスは、限られた少数の専門家のみで議論されていたため、本会合は公論を深めるという意味で極めて意義深いものとなった。(文責・栗原潤)

部会・III 「グローバル・ガバナンスとサイバーセキュリティ」 13:00-15:00

本部会では、近年、国際安全保障領域の重大な争点として国々の政策決定者のもとより、安全保障問題の研究者の関心を集めるようになったサイバー空間における攻撃と防御の力学をめぐって二つの報告が行われた。最初の報告者である山内康英氏(多摩大学)は、「グローバル・ガバナンスの課題としてのインターネットとサイバーセキュリティ」と題して、国際政治学と世界システム論と情報社会学の観点からインターネットのガバナンスと覇権との間の相関ダイナミックスを分析し、グローバルな情報基盤としてのインターネットの運用を

めぐり、米国の NPO である ICANN を中心として米国企業の独占状態からの脱却が図られつつある実態が報告された。

行為主体の多様化に伴い、インターネット空間のグローバル化に伴う当然の現象として中東地域や南アジアや中国を巻き込んだハッキングが日常化し、安全保障の基礎が脅かされている現実についても恻愴な分析が加えられた。山内氏はこうした現象を **hactivism** と呼び、**hacking** と **activism** の合成現象が加速度的に進行している現実にも触れた。

第二の報告者である川口貴久氏（東京海上日動リスクコンサルティング KK 主任研究員）は、「サイバー空間における抑止メカニズムの可能性と限界性—「帰属問題(attribution problem)」を中心に」と題してサイバー空間における抑止メカニズムが直面する問題点について鋭い分析報告を行った。抑止メカニズムが懲罰的抑止と拒否的抑止の組み合わせで構成されてきたことはよく知られているが、サイバー空間における抑止力の維持と強化策が米国の政策決定サークルにおいて模索されており、拒否的抑止力の構築には **CYBERCOM**（積極的なサイバー防衛）の導入が検討される一方、懲罰的抑止についてもドメイン横断型の抑止力強化などサイバー空間の全面的利用をとおして抑止力の強化を図ろうとする米国での実態が紹介された。また、同盟国への拡大抑止の信頼性を確保するための試みとして、米豪 2 + 2 共同宣言（2011年9月）や日米 2 + 2 共同宣言（2011年6月）や日米サイバー対話（2013年5月～）などの取り組みが進んでいる実情が紹介された。また、日本のサイバー攻撃に対する防御の重要な方策として、日本政府が国際協力の必要性をどこまで認識しているかが問われ、日米間のサイバー対話に加え韓国との協力の必要性について言及された。その点で締結寸前で流れてしまった日韓の「軍事情報に関する包括的保全協定 (GSOMIA)」から得た教訓をどのように生かすべきかが今後の課題、との指摘がなされた。

以上の二つの報告に対して李ウオンギョン氏（早稲田大学）からコメントと質問が出され、会場からの質問に対する報告者の回答と合わせ活発な討論が交わされた。（文責・山本武彦）

共通論題「グローバル・ガバナンスと責任」（日本公益学会との共催） 15:15-17:30

午後の共通論題では、次の3名の論者による報告が行われた。

梅津光弘「国連グローバル・コンパクトと責任経営教育原則(PRIME)の取組み」
川崎恭治 「国際法から見た「グローバル・ガバナンスと責任」

千知岩正継「リビア後の『保護する責任』とグローバル秩序—民間人保護から体制転換へ？」

梅津報告は、企業倫理学の立場から、グローバル化時代における多国籍企業の倫理的役割について、とくにステイクホルダー論や持続可能性論をふまえたうえで、近年展開されている「国連・責任経営教育原則（PRIME）」の運動を中心に報告した。従来、企業倫理学では、「責任」について直接論じられることは少なく、むしろ社会の要請に対する企業の応答性(Responsiveness)として論じられてきたが、企業の社会的責任（CSR）が注目されるようになり、その可能性と限界が論じられるようになると、企業と政府および幅広い社会層（学生、消費者、メディア、市民団体等）の間でのさまざまな行動志向型取組みが実行されるようになった。そこで、その一例として、国連グローバル・コンパクトと PRIME の取組みの意義と課題について、実践的な体験に基づいて報告が行われた。

川崎報告では、国際法学において「責任」とは、まず国による国際義務違反を前提とした「国家の国際責任」を意味するが、一方で伝統的国際法でも「領域使用の管理責任」のように、義務違反を前提としない「責任」の概念が用いられており、さらにグローバル化のなかで、「国際組織の説明責任」「保護する責任」「共通だが差異ある責任」等、さまざまに異なる文脈で「責任」が議論されるようになったことが指摘された。次に、「責任」を義務違反を前提とする場合に限定すると、①「保護する責任」において領域国に課せられる「義務」、②領域国による義務違反の結果に対する当事国の「責任」、③、①の義務履行あるいは②の義務違反への対応に関する、国連安保理による「権限」の行使あるいは不行使（及びそれに伴う「説明責任」）、④第三国による介入の法的正当化の問題（「違法性阻却事由」）の4つに分解できることが報告された。

千知岩報告は、「保護する責任（R2P）」が2005年9月の国連・世界サミットで合意された背景について説明した後、R2Pを「約束から実践へ」移すべく、その概念の精緻化や戦略の策定作業が国連を中心に進められていると指摘した。次に、2011年のリビア紛争をめぐって、国連安保理がリビアの民間人保護のために武力行使を承認し、北大西洋条約機構（NATO）がリビア空爆を行い、体制の崩壊に寄与したことによって、こうした武力行使と一体化したR2Pの履行が重大な問題を提起して、その後機能不全に陥ったこと、それが現在のシリア紛争をめぐる国連安保理常任理事国の行動に影響を及ぼしているとの見解が提示された。そこで、R2Pの目的が民間人保護から体制転換に変貌するのを防ぐことが必要であると指摘された。

これら3つの報告に続いて、討論者から「説明責任」と「責任」の相違は何

か等の質問が提起された。続いて会場の参加者からも 3 名の報告者に対して、多くの質問が出された。梅津報告に対しては、企業が利益を出せなくなった場合、国連グローバル・コンパクトの実効性はどうなるのか、川崎報告に対しては、グローバル・ガバナンスは国家以外の多様な行為主体が関与することが前提であるが、国際法の観点では、国家がグローバル・ガバナンスの中心的な「責任」をとるといふことなのか、千知岩報告には、リビアへの武力行使を R2P の成功例ととらえているが、むしろ R2P に失敗したから、シリアへの R2P が履行できないと言えるのではないかな等の質問が出された。これらの質問に対して、それぞれの報告者が回答した。

本共通論題は、「グローバル・ガバナンス」に関する「責任」の問題を、企業倫理、国際法、国際政治・国際関係論の視点から多面的に論じて、学際的な「責任」論を展開した部会であった。さまざまな学問分野の視点から多くの質問が出され、このテーマへの関心の高さが伺えた。(文責・首藤もと子)

第 8 回理事会 議事録

日時：2013 年 12 月 14 日（土）18 時～19 時 30 分

会場：早稲田大学 9 号館第 2 会議室

出席者：山本武彦（会長）、菅英輝（副会長）、荒木義修（監事）、臼井実稲子、庄司真理子、土屋大洋、坪内淳、野崎孝弘（副事務局長）、福田耕治、宮脇昇（事務局長）

委任欠席者：青木節子（副会長）、浅野一弘、大矢根聡、奥迫元、西山志保

欠席者：山本啓（監事）

I. 審議事項

1) 第 4 回研究大会に関して

第 4 回研究大会に関し、会長及び企画担当庄司理事から報告があり、審議の上、研究大会の構成などに関し了承された。

- ・会長より、第 4 回研究大会は京都・同志社大学にて開催、関西政治社会学会との共催である旨の報告がなされた。また、荒木理事からは同志社大学グローバル地域文化学部、アイスン・ウヤル氏に対し連絡を取った。その結果、当学会の主催を承諾する旨連絡があった。
- ・開催日に関しては、会長より 2014 年 4 月 12 日開催の提案があり、承認された。
- ・セッションに関しては、関西政治社会学会と共同で一つは設けたい旨の提案が会長よ

りなされた。また、部会に関しては「人間の安全保障と環太平洋ガバナンス」「グローバル・ガバナンスとしての冷戦 Part 1」（オーガナイザーとしては菅副会長）」の二つを設定する。

2) 新入会員及び退会承認の件

宮脇事務局長より、6名(下記)の入会希望者が紹介され、審議の結果、全員の入会が承認された。新入会員を含めると現時点の会員は90名となる旨の報告がなされた。

玉井良尚氏、三石博行氏、山内利夫氏、愈敏浩氏、渡辺啓貴氏、アイスン・ウヤル氏

3) 次期理事選出の件

福田理事より、一名の理事就任に関し、快諾をえた旨報告がなされた。

会長より、理事改選に関し次回もしくは次々回理事会までの提案の旨、要請があった。

II. 報告事項

1) 各委員会からの報告

(1) 企画委員会

庄司理事より、次回学会の報告者に関し、報告がなされた。青木理事から一人推薦、庄司理事より一人を推薦。加えてシオニズムの研究者への依頼を検討している旨の報告がなされた。

(2) 編集委員会

臼井理事より、2014年2月締切、年度末創刊号刊行予定であったが日程的に困難であるため、6月締切7月発刊を検討している旨の報告がなされた。会長からは、電子出版であるとはいえ、会員へのサービス媒体であるため早期の刊行を要請がなされた。

(3) ニュースレター委員会より

会長より、現在、原稿は幹事(玉井雅隆氏)のところであり、早期の刊行に向けての督促がなされた。

(4) 事務局より

会計に関し、野崎理事より現状報告がなされた。会費未収があり、督促はしているが、平成25年度未納者は25名、平成24・25年両年の未納者は7名となっている。

荒木監事より、開催校補助の扱いに関し現状では領収書が多すぎて監査も煩瑣になる旨の質疑が出された。これに対し、会長より開催校補助制度の策定を行いたい旨の提案があり、続けて野崎理事より、開催校に一括して渡す際の収支報告の方法についての検討を進めるべきであるという提起があった。

以上の各委員会及び事務局報告に関し、理事会にて確認がとられた。

2) その他

庄司理事より、非会員の方、これから会員になる方への案内状をどうするかという提起がなされ、会長より事務局と企画委員会との連携をとる必要性に関し指摘がなされた。ま

た、宮脇理事より、次回大会については前回に引き続き昼に懇親会開催が良いという提案がなされた。

3) 次回理事会は 2014 年 4 月 11 日 (金) 19 時～ 同志社大学またはコンソーシアム京都 (京都駅前) にて開催。

第 9 回理事会 議事録

日時：2014 年 3 月 31 日 (月) 15 時 30 分～16 時 50 分

会場：立命館大学東京キャンパス フロア E 教室 1

出席者：山本武彦 (会長)、荒木義修 (監事)、菅英輝 (副会長)、奥迫元、庄司真理子、
福田耕治、宮脇昇 (事務局長)、野崎孝弘 (副事務局長)

委任欠席者：青木節子 (副会長)、臼井実穂子、大矢根聡、土屋大洋、坪内淳

欠席者：、浅野一弘、西山志保、山本啓 (監事)

I. 審議事項

1) 新入会員承認の件

- ・宮脇事務局長より梅津庸成氏、岩浅昌幸氏 2 名の入会希望者が紹介され、審議の結果、全員の入会が承認された。なお第 8 回理事会に入会申込書が提出されなかった 2 名の書類到着日について、次回理事会で事務局長より再度詳細な説明がある旨が了承された。
- ・今後は入退会承認に関しては臨時理事会では審議しない旨の提案がなされ、審議の結果了承された。

2) 第 4 回研究大会に関して

- ・第 4 回研究大会に関し、企画経緯に関して企画担当庄司理事から報告があり、審議の上、了とされた。
- ・開催校に一括して学会開催費用を渡しているため、領収書に関しては、今後は開催校にて領収書及び収支明細を保管しておき、学会としては一括として領収書を受領する旨の提案がなされ、了承された。
- ・事務局と開催校の関係に関し、役割分担を明確にする旨の提案があり、了承された。

3) その他

- ・会則変更を今後の課題として検討する旨、会長より提案がなされた。
- ・新理事に関して、国際関係論のみならず経済学など分野やジェンダーバランスに配慮して新理事を選任する必要性に関して会長から提案がなされた。

第 10 回理事会 議事録

日時:2014年4月11日(金) 19:00 ~ 20:00

会場:同志社大学・烏丸キャンパス 志高館 SK289

参加者:山本武彦(会長),菅英輝(副会長),荒木義修(監事),大矢根聡,福田耕治,庄司真理子,臼井実穂子,宮脇昇(事務局長)

委任欠席者:青木節子(副会長),浅野一弘,奥迫元,土屋大洋,坪内淳,野崎孝弘(副事務局長)

欠席者:西山志保,山本啓(監事)

議題

1) 新入会員及び退会承認の件

宮脇事務局長より,2名の入会希望者(福島康仁・小宮山浩一郎)及び1名の退会希望者(柄谷利恵子)が紹介され,審議の結果,了承された.

2) 第4回大会の件

山本会長より,第四回研究大会について下記の点が確認され,了承された.

- ・臨時理事会を受けて,プログラムに開催校幹事および関西政治社会学会との共催である旨を明記した.
- ・今回のオンラインでの参加申込はおよそ30名であった.当日参加を含めた懇親会参加者数の把握には工夫が必要であり,今後検討する.

3) 第5回大会の件

- ・山本会長より,2014年10月4日に専修大学において開催することが確認され,了承された.また,同日午後に研究大会を開催する日本公益学会との共催による共通セッションを持つことが検討され,了承された.
- ・第5回大会のプログラム構成については,共催となる日本公益学会の学会長でもある福田理事および企画委員の庄司理事の間で議論していくことが山本会長より提案され,了承された.
- ・共通論題について,山本会長より次回理事会において検討することが提案され,了承された.
- ・山本会長より,自由論題への応募を活用してセッションの構成を検討することが望ましいとの提案があった.自由論題の応募締切を早めることでこの提案に対応する旨,庄司理事から回答があり,了承された.

4) 各委員からの報告

編集委員の臼井理事より,学会誌について以下のとおり報告があり,了承された.

- ・4月11日時点で,原稿の応募はまだない.

- 依頼原稿については、これから対応する。
- ISSN は既に国会図書館から番号をとっており、出版後に再度連絡することになっている。
- 学会ホームページ上の投稿規定を開くことができない期間があった。この点について、白井理事より学会員向けに再度案内を送ることが了承された。

5) その他

理事の改選について

- 新理事推薦委員長の福田理事より、候補者を数名選出していることが報告された。
- 菅副会長より、理事の選出にあたり、専門分野のバランスを考慮すべきとの提案がなされた。山本会長より、専門分野を理事の選考基準に加える会則の変更について提案があり、了承された。本件は次回の学会総会に諮ることとなった。
- これを受けて、福田理事より、新理事の候補者選出にあたって、専門分野を考慮するのであれば、それが記載されている学会員名簿を閲覧できるようにしてほしい旨の要望があった。山本会長より、会員の登録情報を理事会に限って公開することが提案され、了承された。今後の手続きについて、宮脇事務局長より、非公開を希望する項目を除き、パスワードをかけた PDF 形式で会員名簿を送ることが確認され、了承された。
- 入会承認の手続きの遅延の件について

第 9 回（臨時）理事会で入会が承認された 2 名について、宮脇事務局長より、入会申請の郵便の受領時期について説明がなされ、受領の遅延について謝罪の意が表された。荒木監事より会長名でお詫びの連絡を、「事務局のミス」以外の表現を用いて文書で、当該会員に行うべきである旨提案がなされ、了承された。

- ◆ 次回（第 11 回）理事会の日程は 2014 年 7 月 26 日（土）18:00 より、早稲田大学にて行う。主要議題は第五回研究大会についてとすることが確認された。

.....

[編集後記]

第三号ニュース・レターをお届けします。技術的なトラブルもあり、発行が大変遅くなり申し訳ありません。とくに巻頭言の青木会員と、第二回大会報告を執筆してくださった会員の皆様のご協力に深く感謝します。今回もレイアウトや校正等について玉井会員にお世話になりました。ニュース・レターには各種報告にとどまらず、会員からの投稿や各種情報を掲載したいと考えております。ご提案など、governor@globalgovernance.jp までぜひお気軽にご連絡下さい。また、学会ウェブページ <http://globalgovernance.jp/> もご活用下さい。(坪内淳)

.....